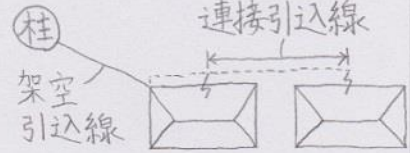


416. 引込線の定義・低圧架空引込線①

〈引込線の定義〉

- ① 架空引込線: 架空電線路の支持物から他の支持物を經ずして、需要場所の取付け点に至る架空電線という
- ② 引込線: 架空引込線および需要場所の造営物の側面等に施設する電線であつて、当該需要場所の引込口に至るものという
- ③ 連接引込線: 一需要場所の引込線から分岐して、支持物を經ないで他の需要場所の引込口に至る部分の電線という(電技第1条(用語の定義)第3項16号)



〈低圧架空引込線〉

- ① 電線の種類: 絶縁電線またはケーブルでなければならない

- ② 他の工作物との離隔距離

・低圧架空引込線は、窓・廊下または物干し台もしくはこれらに至る通路等、人が通る場所から手を伸ばしても触れる事の無い範囲に施設しなければならない。また、他の工作物との離隔距離は、原則として低圧架空電線と同様の離隔距離を確保しなければならないが、工事上の制約等を考慮して、次のような緩和規定が有る。・低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との離隔距離は、危険の恐れが無ければ、特に規制されない。・低圧架空引込線を直接引き込んだ造営物以外の工作物(道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、電車線および架空電線を除く)との離隔距離は、技術上やむを得ない場合で、かつ危険の恐れが無いように施設する場合、上表まで離隔距離を緩和する事ができる。・低圧架空引込線を直線引き込んだ造営物との離隔距離は、技術上やむを得ない場合で、かつ危険の恐れが無いように施設する場合、需要場所の取付け点付近に限り、下表まで緩和する事ができる。

区分	低圧引込線の電線の種類	離隔距離
造営物の上部 造営材の上方	高圧絶縁電線・特別高圧絶縁電線・ケーブル	0.5 m
	屋外用ビニル絶縁電線以外の低圧絶縁電線	1 m
	その他	2 m
その他	高圧絶縁電線・特別高圧絶縁電線・ケーブル	0.15 m
	その他	0.3 m

区分	低圧引込線の電線の種類	離隔距離
他の造営物 (人が触れる恐れが無い場合)	低圧絶縁電線 ケーブル	接触しない
弱電流電線等	同上	接触しない
弱電流電線等の引込用引留具等 (以下、引留具等という)	上方	0.15 m
	側方	0.1 m
引留具等から電源側25cm以下の範囲における弱電流電線等の上方および側方	同上	0.1 m

地中引込線の定義は無いの？

地中引込線については、地中電線路と同一規定で施設される事から、特に地中引込線としての定義は無い

